

## 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会行政視察概要

1 視察月日 平成24年11月20日（火）～11月21日（水）

2 視察先及び視察事項

(1) 福島県

議会基本条例の制定に関する取り組みについて

(2) 宮城県

議会基本条例の制定に関する取り組みについて

(3) 岩手県

議会基本条例の制定に関する取り組みについて

3 視察委員及び随行者

委員長 嶋村 勝夫

副委員長 花上 喜代志

同 和田 卓生

委員 草間 剛

同 松本 研

同 高橋 正治

同 有村 俊彦

同 伊藤 大貴

同 荒木 由美子

同 井上 さくら

## 視察概要

1 視察先  
福島県

2 視察月日  
11月20日（火）

3 対応者  
議会事務局次長（受け入れ挨拶）  
議会事務局議事課長（説明）  
議会事務局政策調査課長（説明）

4 視察内容  
議会基本条例の制定に関する取り組みについて  
ア 条例の位置づけ

福島県議会基本条例は、議会における最高規範として位置づけられ、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営及び議員活動の原則、県民との関係並びに議員の倫理を明らかにし、これらを誠実かつ着実に実行することにより、議会が県民の負託に応え、県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的として制定された。

イ 議会基本条例制定の意義

平成19年5月に議会改革検討委員会を設置し、議会基本条例に関する検討が行われた。議会改革検討委員会においては、議会基本条例の定義を「議会基本条例とは、議会の理念、理念を具体化するための原則的な考え方を総合的に規定したもので、自治体における最高議決機関たる議会に関する最高規範性を有する条例」とした。その上で、同年10月に、以下の4つの考え方をもとに、議長に対し議会基本条例を制定すべき旨が報告された。

- ① 地方分権一括法の施行以降、地方分権改革が進む中、議会としてもあるべき姿を再確認し、明確にする必要があること
- ② 議会改革検討委員会を設置し、議会改革に取り組んできたところであり、改革の成果を継承、発展させていく趣旨から条例の制定が必要であること
- ③ 県議会が監視機能をしっかりと発揮していくという決意を県民

に表明する必要性があること

- ④明治11年6月、全国に先駆けて福島県独自の民会規則に基づく県会を開会して以来、130年の歴史を刻んできた先人たちの高い志を継承し、県議会のあるべき姿、進むべき方向を明確にする必要があること

#### ウ 議会基本条例制定の経緯

平成19年12月6日、議長のもとに全会派が所属する11名の委員から構成される「議員提出条例案検討会」を設置し、条例制定に向けた検討が行われた。平成20年6月17日の検討会から議長への条例案報告まで、検討会を7回、ワーキンググループ会議を10回開催し、検討を進めた。

内容としては、既に整備されている議会会議規則や委員会条例等の規定の上位のものとして基本となる考え方を規定したものであり、これらの規定との整合性を図っている。

平成20年7月2日、6月定例会に福島県議会基本条例が上程され、同月3日には条例案を審査するため、130年前の明治11年6月1日に全国に先駆けて福島県独自の「民会規則」に基づく県会を開催した記念の地である「西蓮寺」において、総務委員会の審査を行い、同月9日の本会議で全会一致をもって可決された。

#### エ 制定による具体的な取り組み

議会基本条例の第8条では、「議会は、県民に開かれた運営を行わなければならない。」とし、2月定例会に開催している総括審査会を平成22年度から議場で開催することとした。これにより、傍聴席222席を利用できるほか、インターネット実況中継が可能となり、県民にリアルタイムで情報が提供できるようになった。

また、第9条では、「特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。」と規定している。従来、3つの特別委員会を2年間設置することが常態化していたが、条例設置後は、県政の喫緊の重要課題等に対して、必要の都度、必要な期間設置し政策提言等を行っていくこととした。

第10条では、「検討組織の設置」について、「県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合に、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。」と規

定している。

また、各会派の代表からなる議員提出条例案検討会を議長のもとに設置し、骨子案、条例案について協議を行うことが前例となっている。

第14条（県民意思の反映）及び第15条（県民への説明責任）に関する取り組みについては、平成22年に設置した「議員提出条例案検討会」において、「子育てしやすい福島県づくり条例」制定に向け、参考人を招致し意見聴取するとともに、県議会としては初めて、パブリックコメントを実施し、県民から意見募集を行った。

#### オ 質疑概要

Q 福島県の議会基本条例は前文が有名であり、他都市の議会基本条例においても、前文で歴史を振り返る形が主流となっていたが、この前文作成の経緯について伺いたい。

A 福島県の民会規則とは、全国に先駆けて制定された県独自の規則であり、それに基づいて最初の議会が開会されたという歴史があることから、その規則を条例の前文に入れ込むこととなった。

Q 議員がそのような歴史的な経緯を学ぶ機会やきっかけとなるような取り組みがあるのか。

A 議会棟の入口に民会規則についての石碑が置かれているほか、常に議員の目に触れるところに資料の展示室が設置されており、議員の見聞を広める一助となっている。

Q 議会基本条例制定後の効果の1つとして、福島県総合計画を全面改訂するに当たり、議会側に調査検討委員会が設けられたとのことだが、どのような形で議会が関与しているのか。

A 福島県総合計画は、県の最高位の計画であり、地方自治法上の議決事項である。先の東日本大震災を契機として、全面改訂するに至ったが、執行部側として有識者により構成される審議会に諮問すると同時に、議会にも検討委員会を設置し協議を行った。議会及び審議会からの意見を執行部側で検討し、計画に反映させていき、結果として、100を超える意見が盛り込まれた。12月定例会において、議案として上程される予定である。

Q 議会基本条例の検討過程において、パブリックコメントは実施したのか。

A 福島県議会基本条例は、議会のあるべき姿、目指すべき方向に

ついでの基本的な考え方を規定し、県民に対する約束として、その決意を表明するという趣旨から、パブリックコメントは実施していない。



(福島県議会 会議室にて)

## 視察概要

1 視察先  
宮城県

2 視察月日  
11月20日（火）

3 対応者  
議会改革推進調査特別委員会委員長 （受け入れ挨拶及び説明）  
議会事務局議事課長 （説明）  
議会事務局政務調査課長補佐 （説明）

4 視察内容  
議会基本条例の制定に関する取り組みについて

### ア 議会基本条例の制定経緯

地方分権の進展や、三重県議会基本条例の制定など、議会をめぐる新たな動きに対応して、平成20年3月に最大会派である「自由民主党・県民会議」が地方議会あり方勉強会を設置し、議会基本条例の制定について検討を開始した。また、第2会派である「改革みやぎ」も、先進地の視察等を通じて議会のあり方についての検討を行っており、議会内で検討した結果、条例の制定については、県民に対して責任を持った議論を行うために特別委員会の設置が望ましいとの結論に達し、議会改革推進調査特別委員会として設置された。設置時期は平成20年7月2日で、付議事件を「議会改革推進について」とし、定数10人の特別委員会を設置するに至った。また、この委員会に委員として所属していない会派や議会運営委員会と調整を図りながら運営することを申し合わせた。

### イ 検討経過

議会改革推進調査特別委員会は、平成20年7月2日から翌年6月2日まで計21回の委員会を開催し、検討を行った。主な検討経過としては、全国都道府県議会議長会の前事務総長である襲田氏により参考人の意見聴取を行ったほか、当時、既に議会基本条例を制定していた三重県議会及び神奈川県議会への県外調査を行った。その後、12月から10回にわたる条例骨子案の検討をし、平成21年4月から1カ月間で骨子案のパブリックコメントを行った末、同

年6月15日に条例議案を提出した。同年6月16日、第323回定例会に条例案を上程、全会一致で可決され、6月26日に宮城県議会基本条例が公布、施行された。

#### ウ 宮城県基本条例の概要

条例の目的としては、「議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民との関係、議会と知事等との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確に応え、県民福祉の向上と県勢の発展に寄与すること」としている。

条例には、議会の基本理念として、①議会の権能を最大限に発揮し地方自治の確立に取り組むこと、②広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映すること、③県民に開かれた議会運営を行い、議会活動について県民に説明する責務を全うすることを定めている。

議会と県民との関係については、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるため、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めることを定めるとともに、本会議や委員会等の会議等を公開し、広報活動の充実に努めることを定めている。

一方、議会と知事等との関係においては、議会が知事等と独立かつ対等の立場に立ち、議会の権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めることを定めている。

議会の機能の強化については、知事等の事務の執行に係る監視及び評価、政策立案及び政策提言に関する機能を強化するため、議会の会期を適切に定めることや、予算審議の強化に努めること、専門的知見を活用すること等を定めている。

審議の充実にしては、議員は、本会議において、質問を行う際、質問項目を一括して質問した後、再質問を一問一答方式で行うことにより、質問内容の充実に努めることを定めている。また、本会議等に出席する知事等が答弁をよりの確に行うことができるよう、議長または、委員長の許可を得て反問することができること等を定めている。

#### エ 質疑概要

Q 宮城県議会は議会改革についてもともと先進的な取り組みをしており、議員提出議案が多いなど活発な議会運営を行っていること認識しているが、さらに基本条例を制定するに至った経緯について伺いたい。

- A 議案提案が一番多かった理由は、浅野前知事の存在がある。当時知事は、脱政党を掲げており、県議会における自民党の立場として、対抗意識をしっかりと持って、議会サイドのアピールをしていかないと埋没してしまうという危機感があった。そのため、議会最大会派としての責務を果たし、二元代表制という構図をしっかりとアピールするために検討を開始した。
- Q 議会基本条例第28条に議会改革推進会議が盛り込まれた背景について。
- A 常に県民サイドに立って議会運営していくことが大事だと考えており、制定後も議会基本条例による取り組みをブラッシュアップできる体制を整えることでその達成ができると思ったためである。
- Q 議会基本条例の取り組みを具現化するに当たり、議会運営委員会及び議会改革推進会議が検討の主体となっているが、どのような役割分担なのか。
- A 議会運営に関わる検討事項は議会運営委員会で検討し、その他の項目については議会改革推進会議で検討している。委員の任期は1年で、再任は妨げない。
- Q 予算調整会議の取り組みについて。
- A 試行的な取り組みの1つとして、議会審議の充実のため、独自の予算の審査方法をとっている。通年で予算審査ができるよう、4月に予算特別委員会の中に全員構成による予算調整会議を設置し、随時審査ができるようにしているほか、11月には、予算調整会議において執行部に対して会派ごとの予算の考え方を示し、12月には執行部からそれに対する方向性が示され、2月定例会で審査するという形をとることで、地域の課題を予算に反映させられる仕組みとしている。
- Q 予算調整会議を設置するに至った経緯について。
- A さまざまな地域の要望を効果的に予算に反映させる仕組みを模索したのが始まりであり、さまざまな要望を会派としてまとめ、知事に対して要望している。
- Q 予算調整会議の意義について。
- A 知事に対する各会派ごとの予算要望との大きな違いは、予算特別委員会の中に設けられた会議であるため、議会活動として位置づけられた予算要望となるほか、議論の過程が県民にオープンと



なることにより、インパクトが生まれることが挙げられる。

Q 議員間討議の実施方法について。

A 審査に必要な場合には、執行部が退席した後に、委員会として議員間討議の時間を設けている、

Q 会派の意見が拘束されている案件については、委員間討議が限定的になるのではないか。

A 基本的には会派拘束はあまり行われていないため、活発に議員間討議が行われている。



(宮城県議会議場にて)

## 視察概要

1 視察先  
岩手県

2 視察月日  
11月21日（水）

3 対応者  
議会事務局次長（受け入れ挨拶）  
議会事務局議事調査課政務調査課長（説明）  
議事調査課主任主査（説明）

4 視察内容  
議会基本条例の制定に関する取り組みについて

### ア 事業概要

岩手県議会では、平成21年4月に議会基本条例を公布、施行した。制定の経緯としては、平成19年の県議会改選期に、会派や個人のマニフェストに議会基本条例の制定を掲げた議員が多く当選したため、改選後の議会運営委員会で議会基本条例の制定に向けての方向性が決定された。そして、平成19年7月4日には議会基本条例制定の調査を目的とした「議会のあり方調査特別委員会」が設置された。

この特別委員会では、各会派から選任された委員10人により構成され、25回の検討会を開催したほか、三重県議会への調査を実施し、条例案の検討を行った。その過程では、パブリックコメント等も実施し、96件の意見が提出されたほか、県内5会場で県民説明会を実施し、60人の県民が参加した。

### イ 制定過程での苦労、工夫等

議会のあり方調査特別委員会は、議会基本条例の制定に関して協議、検討を行っていたが、①本会議における一問一答方式等の導入、②議長及び副議長の候補者による所信表明、③議案等に対する議員の賛否の公表等の議会運営に関する項目については、議会運営委員会で協議するよう申し入れを行った。議会運営委員会においては、議案等に対する議員の賛否の公表については了承されたが、残る2項目については、議会基本条例に盛り込むことについて、見送るべ

きとの回答がなされた。

その後実施されたパブリックコメントにおいて、見送るべきとされた2項目について、導入すべきとの意見が出されたことから、再度議会運営委員会に協議を申し入れ、最終的には全ての項目を条例に盛り込むこととされた。

ウ 制定によって実施している具体的な取り組み

議会基本条例を制定後、主に以下の取り組みを実施している。

①質問形態について

本会議における一問一答方式・分割方式による一般質問の実施状況については、平成21年6月から平成24年9月までに、132人の質問者のうち、37人が実施した。

②広聴広報会議の設置

議会基本条例第7条及び岩手県議会会議規則第115条に基づき、議会の広聴広報活動の充実強化を図るための協議または調整を行う場として、平成21年6月に広聴広報会議を設置し、議会広報のあり方や「本音で語ろう県議会」の運営等について協議・検討している。

③議案等に対する議員の賛否の公表

閉会后、おおむね2週間後をめどに、ホームページで公表している。

④住民参加の実施状況

県民が県議会活動に参加する機会として、県民との意見交換会「本音で語ろう県議会」を平成21年度より、毎年2回～4回程度開催している。これまで20の会場で開催し、合計で564人の参加者があったが、参加者の増大と、若い世代への浸透を図ることが今後の課題である。

⑤議会改革推進会議の設置

議会基本条例の制定より議会改革推進会議を設置し、8回の会議を開催し、岩手県議会議員政治倫理条例を平成21年度に制定・平成22年4月に施行された。

⑥政務調査費のホームページでの公開

政務調査費の公布に関する条例等に基づき、平成21年9月16日から、議員ごとの収支状況を掲載している。

⑦政策提言・立案

政策的議員提案条例については、県議会として 県民への説明会

を開催するとともに県議会ホームページを通じてパブリックコメントを実施している。平成15年以降8件の議員提案による条例が制定されている。

#### エ 質疑概要

Q 議会報告会に当たる「本音で語ろう県議会」について、民主主義のコストとしては割高感があるが、今後も実施していくのか。

A 現在も仮設住宅で避難生活を送っている県民の方がおり、被災地域へも議会報告会を行っている。仮設住宅の寒さ対策や水道の凍結等さまざまな問題について、直接住民から意見を聞く貴重な場であり、今後とも実施していく予定である。

Q 議会からの提案事項について、執行部側が提案に対する進捗状況をホームページで公開していると聞いたことがあるがどのような取り組みか。

A 議会からの提案について、適宜進捗状況を財政局予算調整課が取りまとめ、ホームページにおいて公表している。

Q 議会基本条例に関するパブリックコメントによる意見の内容について。

A 説明会の中で出た意見が93件、電子メールでいただいた意見が3件で、主な意見としては執行部に反問権を与えるべき、一問一答式を導入するべきといった内容だった。

Q 議会基本条例第5条第3項に「請願及び陳情審査について必要と認めるときは、参考人として提出者の出席を求めることができる」とあるが、事例はあるのか。

A 東日本大震災の原発被害の損害賠償を求める請願の審査の際に、原発推進派と反対派を参考人として招致のうえ、審査した事例があるが、請願者を参考人として招致した事例はまだない。

Q 県政調査会のテーマ選定について。

A 岩手県議会基本条例及び岩手県政調査会会則に基づき、議員の自主的な活動として調査研究を行うために設置された県政調査会では、会員の研修として、県政課題の調査研究に関連する事項、または、その時々的重要課題、国の施策等について、外部講師を招いて講演を行っている。講師については、幹事会において会員のアンケート等をもとに選定し、決定している。



(岩手県議会議場にて)